

# 日の出ヶ丘病院 医療安全基本指針

## 1 医療安全の基本的な考え

- (1) すべての医療行為に対して常に緊張感と危機意識を維持し、患者本位の安全でかつ質の高い医療サービスを提供できるよう努める。
- (2) すべての医療行為に確認・再確認を徹底する。
- (3) 患者・家族に対して医療行為の説明および同意に配慮する。
- (4) 情報の共有化を図る。
- (5) 自己の健康管理と職場における良好なチームワークを図る。
- (6) 医療事故防止のための教育や研修を年2回実施し、職員は積極的に参加する。

## 2 安全管理のための委員会とその他当院の組織に関する基本的事項

当院は安全な医療の提供を行うために管理者の指導の下、委員会を設置し組織的な活動により安全な医療提供の確保、事故の再発防止に努める。

## 3 リスクマネジャーの配置

医療安全の推進や医療事故予防のため、1名のリスクマネジャーを配置する。

## 4 安全管理のための職員研修に関する基本的事項

全職員を対象とした医療安全のための研修を最低6ヶ月に1回実施する。(年2回以上)

## 5 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善方策にかかる基本方針

統一されたインシデント・アクシデント・レポート様式に基づき、インシデント事例及びアクシデント事例を報告する。医療事故につながる潜在的な事故要因を把握し、医療事故の発生を防止すると共に、発生した医療事故に対する適切な対応を図る。

## 6 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

事故の発生直後は、患者の安全及び救命措置を最優先とし家族への対応を速やか行う。

## 7 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の詳細を閲覧されたい方は医療安全管理者までお申し出ください。

## 8 患者からの相談への対応に関する基本方針

- (1) 患者・家族の各相談窓口は医療相談室を基本とする。
- (2) 随所に「ご意見箱」を設置し、各種相談・ご意見を収集する。
- (3) 「ご意見箱」に寄せられた各種相談・ご意見に対してはサービス向上委員会で収集された後、該当部署で検討し、回答を所定の掲示板に提示する。